

鳥取県告示第621号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
572	米子信用金庫本店 営業部東出張所	名称	米子信用金庫本店 営業部東出張所	米子信用金庫東支 店	平成24年9月3日
577	米子信用金庫南支 店	”	米子信用金庫南支 店	米子信用金庫東支 店南出張所	”